

廿日市市測量及び建設コンサルタント等業務最低制限価格制度事務
取扱要領

令和 3 年 2 月 1 9 日

告示第 2 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、測量及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第 2 条 市長は、競争入札（施行令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 1 項及び第 2 項（施行令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する入札を除く。）により契約の相手方を決定しようとする場合において、最低制限価格を設定することができる。

(最低制限価格の決定方法)

第 3 条 最低制限価格は、次の算式により得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

2 前項の最低制限価格基準額は、予定価格算出の基礎となった設計金額に基づき、次の各号により得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後の額が、測量業務については、当該業務の予定価格の 110 分の 100 に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合には当該業務の予定価格の 110 分の 100 に 10 分の 8.2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、当該業務の予定価格の 110 分の 100 に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合には当該業務の予定価格の 110 分の 100 に 10 分の 6 を乗じて得た

額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については、当該業務の予定価格の110分の100に10分の8を乗じて得た額を超える場合には当該業務の予定価格の110分の100に10分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、当該業務の予定価格の110分の100に10分の6を乗じて得た額に満たない場合には当該業務の予定価格の110分の100に10分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、地質調査業務については、当該業務の予定価格の110分の100に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合には当該業務の予定価格の110分の100に10分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、当該業務の予定価格の110分の100に3分の2を乗じて得た額に満たない場合には当該業務の予定価格の110分の100に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を最低制限価格基準額とする。また、最低制限価格基準額に無作為係数を乗じた額に1円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 測量業務

直接測量費の額＋測量調査費の額＋諸経費の額×0.3

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額＋特別経費の額＋技術料等経費の額×0.6＋諸経費の額×0.3

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の額×0.9＋一般管理費等の額×0.3

(4) 地質調査業務

直接調査費の額＋間接調査費の額×0.9＋解析等調査業務費の額0.8＋諸経費の額×0.3

(5) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の額×0.9＋一般管理費等の額×0.3

- (6) 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、予定価格の110分の100に10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

3 第1項の算式中の無作為係数とは、電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から1.00500までの値（小数第6位以下を切り捨てる。）をいう。

4 一の業務が、第2項各号に掲げる業務のうち、異なる2以上の区分に係る業務（以下この項において「区分業務」という。）から構成されるものである場合の第2項の規定の適用に当たっては、当該区分業務ごとにこれらの規定により額を算定するものとし、これらの額を合算した額をもって当該業務の最低制限価格基準額とする。

5 最低制限価格の算定は、開札時に行うものとする。

（最低制限価格調書の作成）

第4条 最低制限価格を決定したときは、最低制限価格調書を作成するものとする。

（入札の執行）

第5条 第2条の規定により最低制限価格を設定した場合においては、最低制限価格に満たない価格で申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 入札の執行後に予定価格を公表する入札の場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札に付することができる。この場合において、当該業務に関して定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 前項の規定により再度入札に付する場合において、初度入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札をした者は、当該再度入札に参加することができない。

4 再度入札の回数は、1回までとする。

(委任)

第6条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則（令和3年2月19日告示第27号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、この告示の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行った入札から適用する。